

## 評価対象となる規制の特例措置の選定基準

### 1．規制の特例措置の全国展開に関する評価

規制の特例措置の全国展開に関する評価については、原則として前年度以前の同半期に当該特例措置が最初に適用されたものを対象とする。但し、すでに全国展開が予定されているものを除く。

### 2．特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置の評価

特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置の評価については、原則として前年度以前の同半期に最初に構造改革特別区域計画の申請が可能になったものを対象とする。但し、すでに全国展開が予定されているものを除く。

「少ない」の基準については、当該特例措置について認定を受けた構造改革特別区域計画が、原則として3以下のものとする。

### 3．関連する規制の評価

特区で適用された規制の特例措置が円滑に実施されない場合に、関連する規制に問題があるかどうかを評価するが、その際、規制の特例措置は、1．で評価対象となる規制の特例措置とする。